

7 水産業協同組合の概要
ア 組合別設立状況

令和4年6月30日現在

組合別	沿海漁協		内水面漁協		業種別漁協		漁業生産		水産加工協		単協計	
	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資
組合数	23	—	18	—	1	2	7	—	9	—	58	2

イ 連合会設立状況

組合別	県漁連		広域信漁連		連合会計	
	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資
連合会数	1	—	1	—	2	—

ウ 沿海漁協の規模別(正組合員数)構成

令和4年6月30日現在

区分	100人未満	100～199人	200～299人	300～499人	500人以上	計
組合数	15	9	1	2	1	28
構成比%	53.6	32.1	3.6	7.1	3.6	100.0

エ 沿海漁協の組織状況

区 分	組 合 員 数		役 員 数				職 員 数				
	正組合員	准組合員	計	理 事		監 事	参 事	会 計 主 任	一 般 職 員	計	
				常 勤	非 常 勤						計
総 計	3,664	9,260	12,924	12	195	207	67	14	3	367	384
一 組 合 平 均	130.9	330.7	461.6	0.4	7.0	7.4	2.4	0.5	0.1	13.1	13.7

8 漁業許可・調整、取締船等

(1) 海面許可漁業主要項目

令和4年4月1日現在

漁業種類		許可数※	漁船規模	操業海域	漁業時期	主な漁獲物
大臣許可漁業	沖合底びき網	5	15トン以上	千葉県～福島県 主に銚子沖合	9～翌年6月	いか・たい・かれい・ひらめ えび・あなご
	大中型まき網	19 (11か統)	40トン以上 (一部15トン以上)	千葉県～青森県 主に千葉茨城沖合	年周	いわし・さば・あじ・いなだ
	基地式捕鯨	1	—	千葉県～北海道	年周	みんくくじら・つちくじら・こびれごんどう
	かじき等流し網	3	10トン以上	千葉県～三陸沖合	年周	かじき・かつお、まぐろ、さめ
	かつお・まぐろ	6	20トン以上 (一部10トン以上)	太平洋、大西洋	年周	まぐろ・かじき・かつお・さめ
	北太平洋さんま	4	10トン以上	太平洋、主に北海道～三陸～ 銚子沖合	年周	さんま
	沿岸まぐろはえ縄	3	10～20トン未満	千葉県海城 主に銚子～内房	年周	まぐろ・かじき・かつお・さめ
大田 臣漁 届業	小型するめいか釣り	107	5～20トン未満	銚子～外房 太平洋	年周	いか
広調 域承 漁認	沿岸くろまぐろ	445	動力漁船	主に千葉県海城	年周	くろまぐろ

漁業種類		許可数※	漁船規模	操業海域	漁業時期	主な漁獲物
知事許可漁業	中型まき網 (1ぞうまき) (2ぞうまき)	28 (18か統)	5 ～ 40 トン 未満	全県	年	いわし・あじ・いなだ・いさき・さば・すずき
	手繰 1 種	210	トン 未満	内房	年	えび
	小型機械船底びき網					
	手繰 2 種及び 3 種	20610	トン 未満	内湾	年	すずき・かれい・とりがい
	手繰 2 種	1010	トン 未満	内房	年	すずき・いか・えび・ひらめ
	手繰 3 種	11010	トン 未満	九十九里	年	はまぐり
	手繰2種のうち自家用えさびき網	17315	トン 未満	外房～銚子	年	えび
	板びき網	1110	トン 未満	九十九里・銚子	9 ～ 翌年 5 月	ひらめ・たい・ふぐ
	小型まき網 (2ぞうまき)	145 (7か統)	トン 未満	全県 主に内湾	年	いわし・すずき・このしろ
	しらうお船びき網	395	トン 以下	銚子～横芝光	5 ～ 翌年 2 月	しらうお
	機械船船底びき網	27410	トン 未満	全県	内湾 11 ～ 翌年 4 月 その他 12 ～ 翌年 4 月	さより
	ぱっち網	610	トン 未満	九十九里	11 ～ 12 月	いわし
	いわし船びき網	110	トン 未満	九十九里～外房	年	いわし
	とびうお船びき網	210	トン 未満	外房	6 ～ 10 月	とびうお
	ごち網	252	トン 未満	外房	4 ～ 9 月	あおりいか
	火光利用さば網	225	5 ～ 120 トン 以下	千葉県～伊豆諸島沖合	年	まさば・ごまさば
	敷(あじ・さば棒受網)	15	5 ～ 120 トン 以下	千葉県～伊豆諸島沖合	8 ～ 12 月 (大型 8 ～ 10 月)	あじ・さば
	刺し流し刺し網	710	トン 未満	内房	年	まいわし
	網まき刺し網	9610	トン 以下	九十九里～内房、主に外房	年	いなだ
	かじき等流し網	3200	トン 未満	銚子～外房	11 ～ 翌年 5 月	かじき、かつお、まぐろ、さめ
	固定式刺し網	323	5 (3) トン 以下 (一部10トン以下)	九十九里～内湾	年	ひらめ・すずき・きす
	はえ縄	1075	5 ～ 20 トン 未満	銚子～外房	年	たい・ひらめ・ほうぼう・かじき・まぐろ
	潜水器	2710	トン 以下	内湾	年	なみがい・なまこ・みるくい
	たこつぼ	531	1 ～ 14 トン 未満	九十九里～内房	銚子 11 ～ 翌年 2 月 九十九里 12 ～ 翌年 3 月 外房 12 ～ 翌年 8 月 内房・内湾 周年	たこ
	ばいかご	2710	トン 未満	九十九里～内湾	九十九里 10 ～ 翌年 8 月 外・内房 5 ～ 12 月 内湾 4 ～ 11 月	ばい
	いかご	1810	トン 未満	内房・内湾	内房 5 ～ 6 月 内湾 3 ～ 5 月	いか
	かにかご	210	トン 以下	内房・九十九里	周年	かに
	えびかご	110	トン 以下	内房	年	えび
	いか釣り	1075	5 ～ 20 トン 未満	銚子～外房	年	いか
	なまこ	11	—	内湾及びいすみ市の各地先	年	なまこ

※漁業時期は許可上の内容

※許可数については、認可を含まない。(県内のみ)

(2) 漁業権免許件数

令和4年9月1日現在

漁業権種類	免許件数	漁業の種類				
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
共同漁業権	海面	47	44	17	0	—
	海面（大根） （千葉・茨城）	0	1	0	0	—
	内水面	3	—	—	—	13
	内水面（江戸川） （東京・千葉・埼玉）	1	—	—	—	1
区画漁業権	海面	42	1	0	—	—
	内水面	4	0	0	—	—
定置漁業権		—	—	—	—	—
計		97	46	17	0	14

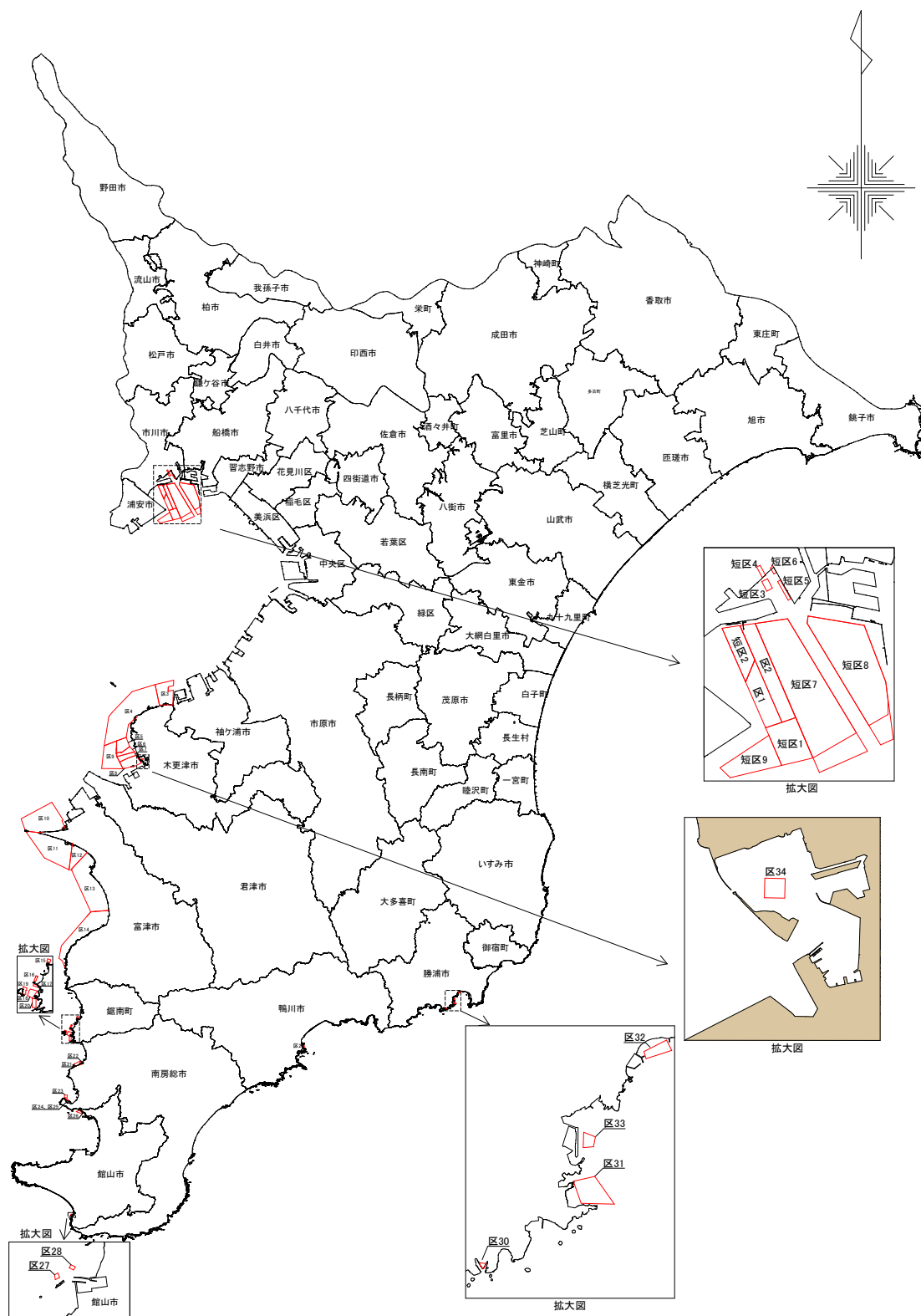
(3) 漁業権漁場連絡略図

ア 海面の部

(ア) 共同漁業権漁場連絡図(全体)



(イ) 区画漁業権漁場連絡図(全体)



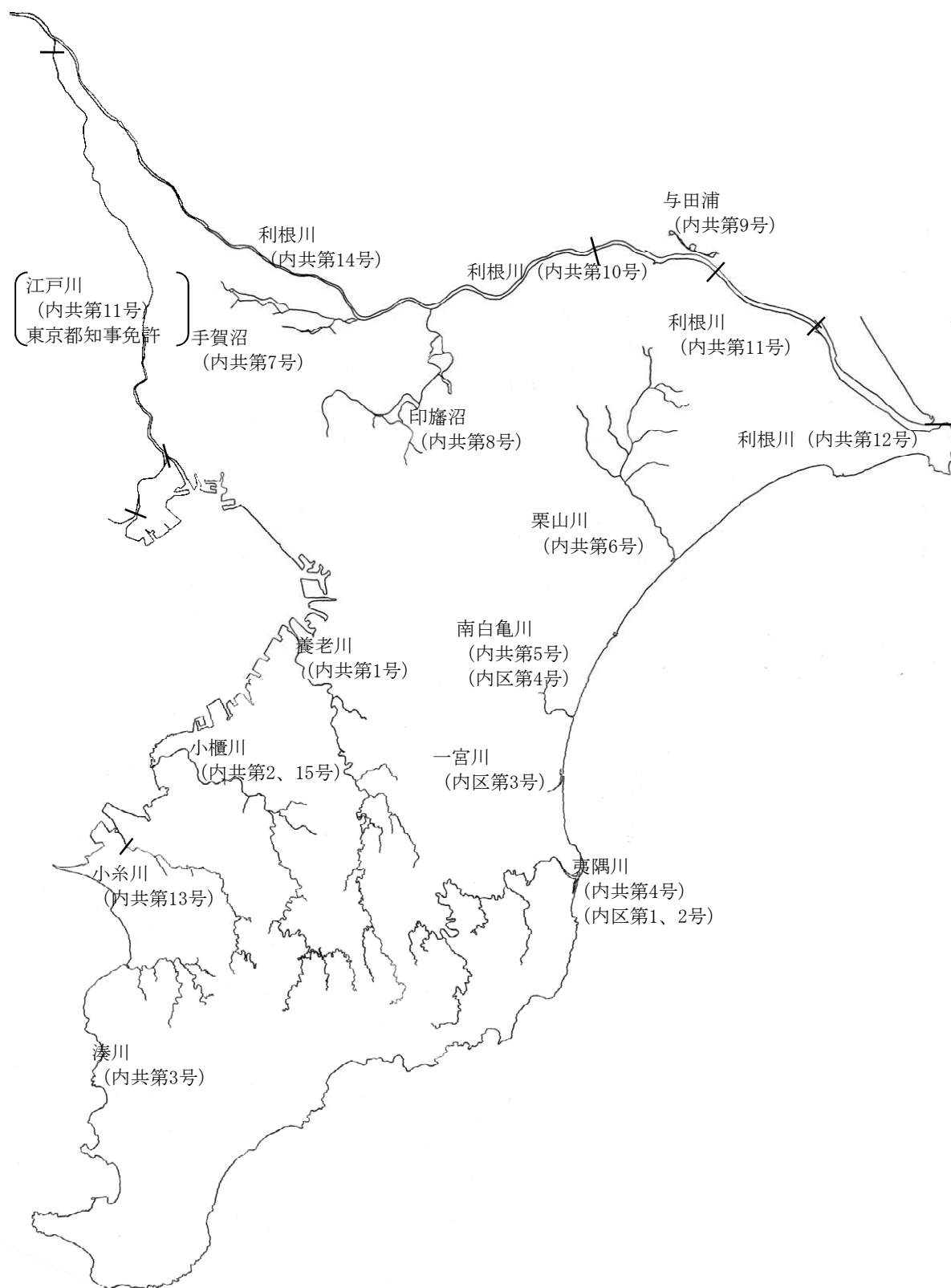
のり漁場図



(ウ) 定置漁業権漁場連絡図(全体)



イ 内水面漁業権漁場概略図



(4) 漁業取締船・指導及び調査船

令和4年7月1日現在

船名	所属	主要目的	船質	総トン数	機関馬力数 (漁船法)	進水年月日	定員	備考
ふさかぜ	勝浦水産事務所	漁業取締	鋼	145	530馬力	H10. 5. 22	15名	県有
わかとね	銚子水産事務所	〃	F R P	1. 2	60馬力	H28. 11. 7	6名	〃
千葉丸	水産総合研究センター	漁業調査	鋼	179	1330馬力	H21. 11. 4	20名	〃
ふさみ丸	〃	〃	〃	62	956馬力	H17. 5. 25	12名	〃
ふさなみ	水産総合研究センター (東京湾漁業研究所)	東京湾漁業調査 操業安全指導	F R P	19	809馬力	H25. 12. 11	24名	〃

資料：水産課

(5) 漁業無線局の概要

令和4年3月31日現在

管理者		千葉県	千葉県無線漁業協同組合			
局名		水産情報通信センター	銚子	千葉県	千倉	東京湾
無線設備	＜電 信＞短 波 ・ 中 短 波	1 k W ・ 500W	—	—	—	—
	＜電 話＞短 波 ・ 中 短 波	500W ・ 200W	—	—	—	—
	＜電 話＞超短波 (S S B)	—	25W	—	—	—
	＜電 話＞超短波 (D S B) (注)	—	10W/1W	10W/1W	10W/1W	10W/1W
所属船	短 波 ・ 中 短 波 船	50	—	—	—	—
	(隻) 超 短 波 船	—	305	452	28	228

資料：千葉県水産情報通信センター

- (注) 1. 10Wは40MHz、1W・25Wは27MHzの周波数を使用。
2. 超短波船の夜間通信は、水産情報通信センターが行う。

9 その他

(1) 千葉県経済に占める水産業の地位

		農林水産業		第 2 次	第 3 次		計
			う ち 水産業	産 業	産 業		
経済活動別 県内総生産 (令和元年度)	額 (億円)	1,848	122	50,052	159,934	輸入品 の税 — 総資本 形成に かかる 消費税 962	212,796
	構成比 (%)	0.9	0.1	23.5	75.2	0.5	100.0
産業別就業者 (15歳以上就業者) (令和2年)	就業者数 (千人)	69	3	527	2,167	分類不能 の産業 99	2,862
	構成比 (%)	2.4	0.1	18.4	75.7	3.5	100.0

資料：令和元年度県民経済計算、令和2年国勢調査

(2) 千葉県の間延べ遊漁者数(平成20年)

延べ遊漁者数	458千人
業者数	710
1業者当たり 遊漁者数	646人

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

※調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

(3) 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録状況

令和4年3月31日現在

管 轄 区 分	業者数 (業者)	遊漁船隻数 (隻)
水産課管内（松戸・浦安市～富津市）	93	168
館山水産事務所管内（富津市～鴨川市）	165	205
勝浦水産事務所管内（勝浦市～白子町）	119	128
銚子水産事務所管内（大網白里市～銚子市）	51	68
県 計	428	569

(4) 主要県における年間遊漁者数・案内業者数・案内隻数(平成20年)

順位	県名	年間延べ遊漁者数	遊漁案内業者数	1業者当たり年間案内隻数
		千人	業者	隻・日
	全 国	3,973	15,400	52
1	神 奈 川	645	590	165
2	千 葉	458	710	129
3	兵 庫	248	323	109
4	北 海 道	219	1,610	21
5	宮 城	197	932	35

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

*調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

(5) 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和4年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499'、東経 139° 46.006' の点 イ 北緯 34° 59.306'、東経 139° 45.903' の点 ウ 北緯 34° 59.231'、東経 139° 44.062' の点 エ 北緯 34° 57.625'、東経 139° 43.947' の点 オ 北緯 34° 57.925'、東経 139° 45.210' の点 (注)緯度、経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。 4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277'、東経 140° 12.784' の点 ウ 北緯 35° 06.218'、東経 140° 12.534' の点 エ 北緯 35° 06.207'、東経 140° 12.049' の点 オ 北緯 35° 06.651'、東経 140° 11.106' の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注)緯度、経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。 2 コマセ籠はLまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長22センチメートル以下のキンメダイ (3)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1)出港時間 午前4時 (2)入港時間 午前12時 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休漁日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～5月6日。 操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、 午前6時～午前12時まで(12月から5月6日)。 午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは、9月1日～3月31日及び5月1日～5月6日。 午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

【お問い合わせ先】 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコード®から千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesha.html>



(6)船釣りをする遊漁者の皆さんへ

千葉県では、遊漁者のまき餌釣りについて、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール」の2つのルールで漁場の秩序維持を図っています。

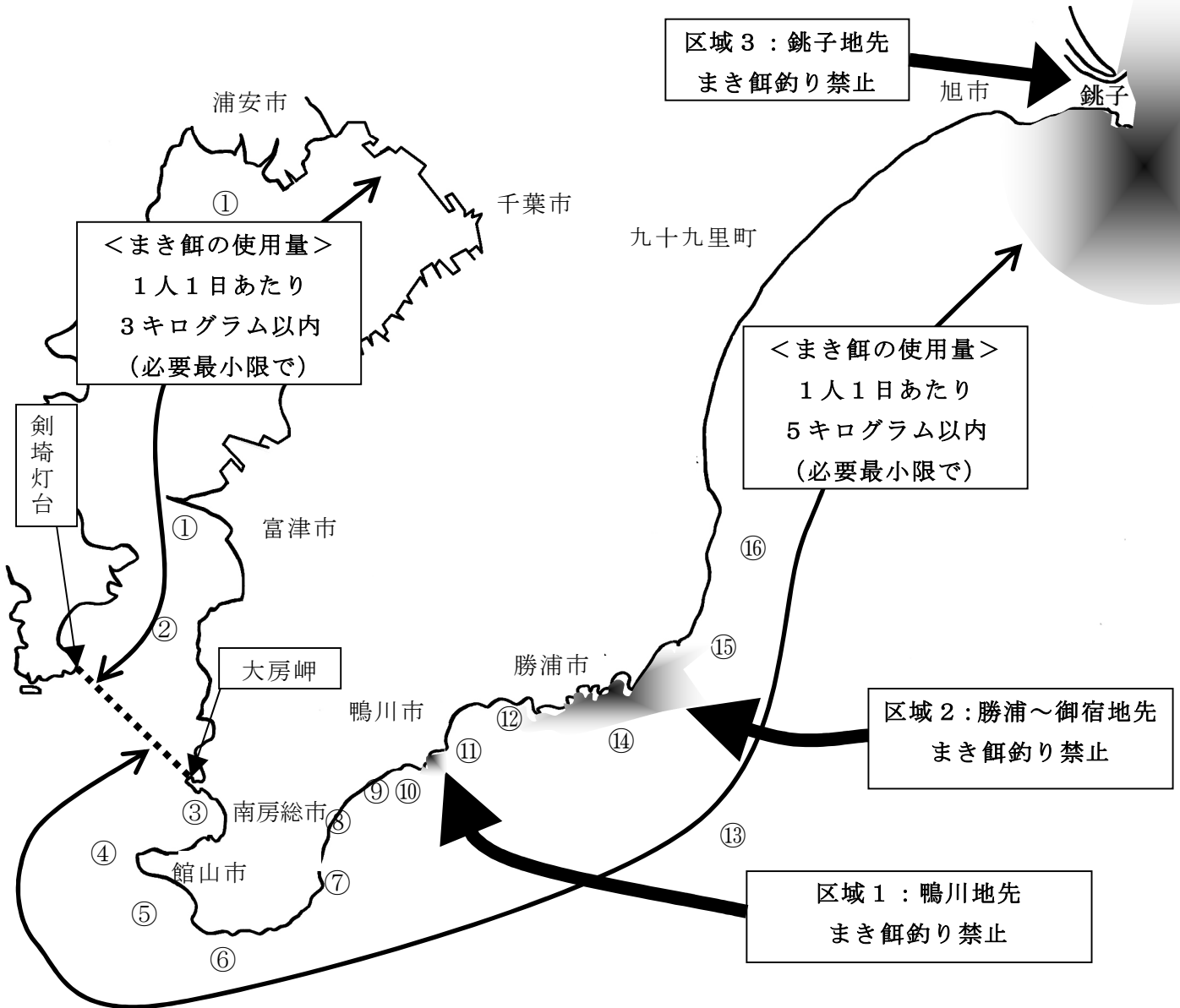
＜千葉海区漁業調整委員会指示＞

区域 1、2 及び 3 では、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは禁止されています。

その他の区域でも、東京湾内と、それ以外の区域に分けて、下図のとおり、使用量の制限があります。

＜千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール＞

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。(裏面)



！ 安全のために、救命胴衣を着て、乗船しましょう。

**！ 漁業者の網に、切れた釣り針等がからまり、漁業者のけがや網の破損被害が発生しています。
残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。**

「千葉県海面における遊漁のまき餌釣りルールについて」のホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

(7) 遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。

この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

※アワビ、ナマコについては特定水産動植物のため、漁業権が設定されていない区域でも採捕が禁止されています。

2. 使用できる漁具・漁法

- ・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
 - ①たも網・すくい式さ手網
 - ②投網（船を使用してはならない）
 - ③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）
- ・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県 千葉海区漁業調整委員会

(8) 市町村別・沿岸線別海岸線延長

(単位：m)

沿 岸 名	市町村名	延 長	沿 岸 名	市町村名	延 長
千葉東		230,347	東京湾 (千葉県)		300,668
	銚 子 市	21,951		館 山 市	21,284
	旭 市	16,193		南 房 総 市	17,978
	匝 瑳 市	7,841		鋸 南 町	12,257
	横 芝 光 町	5,407		富 津 市	47,270
	山 武 市	7,970		君 津 市	9,754
	九 十 九 里 町	8,196		木 更 津 市	27,670
	大 網 白 里 市	3,156		袖 ケ 浦 市	20,541
	白 子 町	6,153		市 原 市	44,385
	長 生 村	2,851		千 葉 市	42,322
	一 宮 町	6,958		習 志 野 市	6,390
	い す み 市	21,715		船 橋 市	14,950
	御 宿 町	5,418		市 川 市	19,341
	勝 浦 市	29,369		浦 安 市	16,526
	鴨 川 市	31,202	河口部を除いた海岸線延長		528,898
	南 房 総 市	42,932	河 口 部		2,117
	館 山 市	13,035	千葉県純海岸線延長		531,015
			千葉県総延長(全国第25位)		531,925
			参 考 東 京 湾	江 戸 川 区	3,064
				江 東 区	93,561
				中 央 区	12,969
				港 区	26,771
				品 川 区	20,775
				大 田 区	37,754
				(東京都計)	194,894
				川 崎 市	61,983
				横 浜 市	142,472
				横 須 賀 市	65,430
				三 浦 市	11,735
				(神奈川県計)	281,620
			全 国 総 延 長		35,285,460

資料：令和2年度版海岸統計